

戸籍証明書が変わります



(注1) 除籍
婚姻や死亡、他市町村への転籍などにより、戸籍に記載されている全員が除かれた戸籍のこと。

(注2) 改製原戸籍
戸籍法の改正により、戸籍を作り変える場合に、作り変える前の戸籍のこと。
今回の電算化により、今の戸籍は平成改製原戸籍として保存します。

そこで市は、記載内容を見やすく、分かりやすくし、検索などを容易に行うことができるように、市内に本籍がある方の戸籍を電算化します。電算化後の新しい戸籍の証明書は、平成20年2月25日から交付できるよう、現在準備を進めています。

また、電算化前の除籍や改製原戸籍についても、今の戸籍の内容をそのまま画像にして、コンピューターで保存する作業を進めています。

なお、電算化されても戸籍の証明書の発行に係る手数料に、変更はありません。

戸籍は、出生や婚姻、死亡等の届け出に関する事など、皆さんが生まれてから亡くなるまでの、自分の内容を記録した重要な文書です。

その戸籍は、和紙に手書きやタイプライターを使うなど、手作業で作製し、紙として保管してきました。

また、戸籍の書き方は、文章のようになっていて、漢数字が使われていて、読みづらく、分かりにくい面がありました。

平成20年2月25日から
戸籍事務を電算化

主な変更点

証明書の名称

今回の電算化で、岩見沢市の戸籍証明書の名称が変更になりますが、電算化が行われていない他の市町村で、戸籍証明書を請求する場合は、これまでどおりの戸籍謄本・抄本です。

氏名の文字

今の戸籍の氏名の文字は、手書きによる書き誤りや、常用漢字、人名用漢字以外の漢字、漢和辞典に載っていない漢字で書かれている場合があります。

このような場合、今回の電算化に伴い氏名の文字を置き換えます。文字が置き換えになる方には、平成20年1月下旬に郵便でお知らせし

ますので、確認してください。
また、住民票で使われている文字も戸籍と同じ文字に置き換えます。

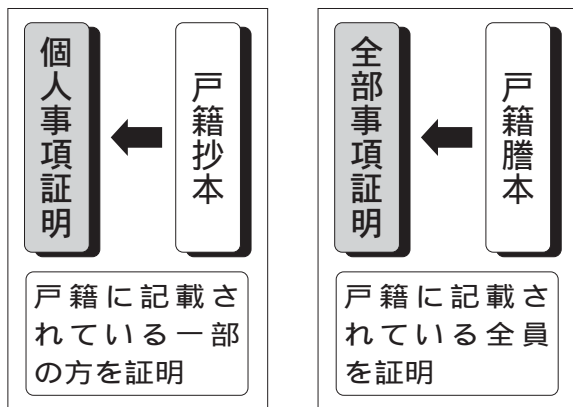
地番表示

本籍の地番表示の枝番に「の」の表記がある場合は、住所の表記と合わせるために、「の」の表示がなくなります。

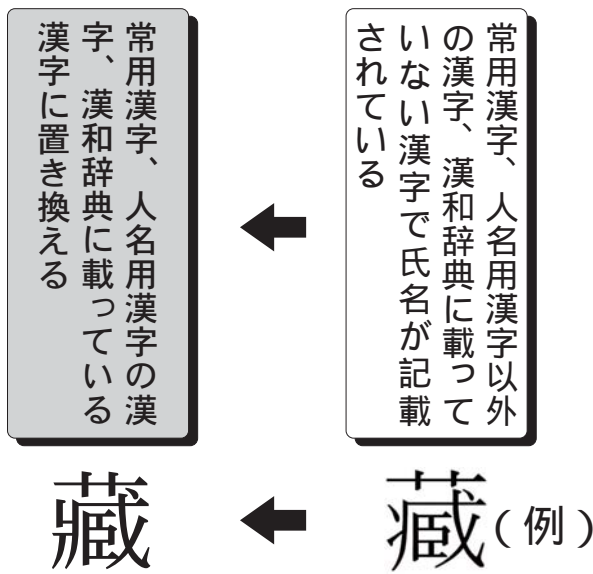
今回の戸籍事務の電算化により、

戸籍証明書の変更点

電算化に伴う証明書の名称変更



電算化に伴う氏名の文字の置き換え



その他の変更点

区分	現在	電算化後
様式	B4版	A4版
書式	縦書き、漢数字	横書き、算用数字
	文章形式	項目別の箇条書き
用紙	白紙	改ざん防止用紙
証明印	朱肉印	黒色の電子印

問合せ先 市民サービス課

戸籍や除籍などをコンピュータで一括管理することにより、今以上に検索しやすくなり、証明書の発行もこれまでよりも早くなります。
なお、電算化後の戸籍に記載される氏名の文字の置き換えや、地番表示の変更には該当する方は、本来の氏名や本籍そのものが変わるものではありませんので、印鑑を変えたり、運転免許証やパスポートなどを変更したりする必要はありません。